新潟県条例第26号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

20/11関 中 下版が17月1141012日17月(こし)の。	
改 正 後	改 正 前
附則	附則
1 • 2 (略)	1・2 (略)
3 知事の給料月額については、平成28年7月1日	3 知事の給料月額については、平成26年8月1日
から同月31日までの間、第2条の規定にかかわら	から同月31日までの間、第2条の規定にかかわら
ず、同条に定める額から当該額に100分の10を乗	ず、同条に定める額から当該額に <u>100分の20</u> を乗
じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当	じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当
の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定め	の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定め
る額とする。	る額とする。

附則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。